

別記様式（第6関係）

		担当課	建設部 水道課
会議の名称	第4回鴻巣市上下水道事業運営審議会		
開催日	平成29年11月27日（月）		
開催時間	午前10時00分開会・午前11時45分閉会		
開催場所	鴻巣市役所 会議室棟1001 会議室		
議長(委員長・会長)氏名	会長 千秋 裕一 副会長 山田 芳久		
出席者(委員)氏名 (出席者数)	千秋裕一(会長)、山田芳久(副会長)、太田 博、黒沼淳子、藤村祐子、小幡 剛、岡部 稔、堀切 孝、堀 和行、西尾治道 (10名)		
欠席者(委員)氏名 (欠席者数)	なし(0名)		
事務局職員職氏名	(建設部水道課) 部長:小谷野幹也 副部長:村田弘一 課長:三村 正 副課長:柴崎達也・伊藤正一 主幹:小川直樹 主事補:村田美紀子		
傍聴の可否 (傍聴者数)	傍聴可 (傍聴者 0名)		
会議の内容	(次第) 1 開会 2 前回の会議録について 3 議題 (1)パブリックコメント(意見公募手続)の結果について (2)答申(案)について (3)その他 4 閉会		

(決定事項など)

◆ 第3回審議会の会議録は、市のホームページで公開されており、市役所と各支所の市政情報コーナーで閲覧可能となっている旨、事務局から報告があった。

◆ パブリックコメント(意見公募手続)を10月16日から11月15日までの31日間実施した結果、2名から計33件の意見が寄せられた。パブリックコメントに対する市の考え方と、それを踏まえたビジョン素案の修正について、事務局から説明がなされた。これに対し、委員から以下の意見があった。

- ・「素案の『第4章 鴻巣市水道事業の課題の抽出』に、水道課のテロ対策の現状を追記したとのことだが、現状だけでなく、今後のテロ対策の方向性も表記した方が良い。」との意見に対し、事務局から「今後もテロ対策を継続していく旨、追記する。」と回答があった。

- ・「現在は運転管理、維持管理、設計、運営で委託・直営の適用方式が分かれているようだが、これからは全て一体で包括的に行うべきではないか。」という委員の意見に対し、会長から「コンセッション方式などは国が推奨していることもあり、全国の各事業体が民間委託のあり方を検討しているところである。」と説明があった。

また、同委員から「将来的に職員数が減ることを考えても、委託できる業務は民間にお願いするべきだと思う。検討をお願いしたい。」と意見があったのに対し、事務局から「現在、業務の包括委託について研究中である。ただし、人事異動によって水道課内から専門家がなくなり、技術継承や人材育成ができなくなるリスクも考慮しなければならない。」と回答があった。

◆ 前回の審議会で、委員から「県水受水量を増やして浄水施設への投資を抑えた場合や、更新事業への投資をせずに延命化のための修繕費を増やした場合など、複数ケースで大まかなシミュレーションをしたうえで、投資が本当に必要かどうかを検討するべきではないか。」と意見があったのに対し、事務局から説明がなされた。主な内容は以下のとおりである。

- ・事務局から、①県水受水率を100%にし、井戸及び浄水処理施設への投資を無くす場合、②管路をさらに延命化して更新費用を抑える代わりに修繕費を増やす場合の2ケースについて、更新需要の試算と財政収支の見通しが示された。

- ・事務局から、「ケース①では、投資額が抑えられるものの、県水受水費が増加することで経営赤字となる時期が早まり、補填財源となる内部留保資金が蓄積されない。県水受水率を100%にすると、濁水や水質事故により県水が受水制限となった場合に断水する。

ケース②では、管路のさらなる延命化により更新費用が大幅に削減され、経営赤字が先送りとなり、内部留保資金も潤沢となる。しかし、管路の老朽化が進むため、突発的な破損事故や断水が多くなる」との説明がなされた。

- ・これに対し、会長から「ケース①の場合、今回は費用算定していないが、県水受水をしていない浄水場に対し、県水受水のための新たな配管工事や電気設備等の整備も必要であると考えられ、投資額はさほど抑えられない。ケース②では、管路を80年と長く用いることで赤字や資金ショートは先送りになるが、道路陥没や管路破損による赤水発生リスクが高まる。実際に、全国で管路事故は2万6千件、基幹管路でも4,900件発生している。」と説明があった。

また、同委員からの意見は今後の事業運営において十分に配慮することとし、答申にも盛り込む旨、会長から説明があった。

◆ 答申(案)の内容について会長から説明がなされ、委員から以下の意見があった。

- ・【基本方針(1)安全な水道水の供給】について、『『末端給水栓の残留塩素濃度の低減化を図り、よりおいしい水道水の提供に努められたい。』とあるが、『よりおいしい水道水の提供』はビジョン(案)の施策には無い記述である。自己水源の水質監視にも努める旨を追記してはどうか。』との意見があった。

- ・【基本方針(2)災害に強い施設の整備】について、『『近年、広範囲かつ甚大な被害を及ぼす大地震や水害が多発しており』との記述があるが、一般の利用者としては頻繁に起こっているイメージは無い。また、『耐震化率』という用語は一般的でないため、分かりやすい表現が良い。』との意見があった。

- ・【基本方針(3)危機管理体制の強化】について、『『災害発生時や工事中の人為的事故に対する応急給水・応急復旧にあたっては』との記述があるが、工事中の人為的事故とは何を想定しているのか分かりづらいため、表現を改めた方が良い。』との意見があった。

また、『『周辺の水道事業者』は『近隣の水道事業者』という表現が良いのではないか。』という指摘があった。

- ・【基本方針(4)中長期的視点に基づく事業経営】について、『『広域化の推進は、『業務効率化』のためというよりも、『水道の基盤強化』と記述した方が良い。また、平成42年度までにブロック内での統一を目標としていることも考慮して検討を進める旨、記載していただきたい。』との意見があった。

また、『『本当に必要な投資』は『真に必要な投資』という文語的表現にした方が良いのではないか。『広域連携が比較的容易なものから(順次)実施するよう努められたい。』と記述してはどうか。』との指摘があった。

- ・【基本方針(6)利用者とのコミュニケーションの促進】について、『『利用者に水道水をより多く使ってもらえるよう、広報活動を工夫されたい。』との記述があるが、水道水の無駄使いを促しているようにも読み取れるので、削除しても良いのではないか。』との意見があった。

また、『水道料金のあり方については、利用者への十分な説明と利用者からの意見を取り入れた上で検討を進めていただきたい。』との記述に対し、『『財政収支の見通しについて』利用者に説明するよう、追記した方が良い。』との意見があった。

	<p>さらに、「利用者から給水設備(個人の資産)の経年化に起因する問い合わせが多いので、【基本方針(6)利用者とのコミュニケーションの促進】の取り組みの一つとして、利用者に周知をしていただきたい。」との意見があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・【その他の意見・要望】にある再生可能エネルギー等の利用目的が明確でない。」との意見があった。</li> <li>・「答申(案)全体において『検討する』という記述が見られるが、検討した上でどうするのかまで記述した方が良い。」との意見があった。</li> </ul> <p>◆ 本審議会で寄せられた委員の意見を踏まえ、会長の一任でビジョン(案)及び答申(案)を修正する旨、全ての委員から了承を得た。</p> <p>◆ 第5回鴻巣市上下水道事業運営審議会の日時は1月30日(火)午前10時からとし、市長答申を行う予定である。</p>
<p>配 布 資 料</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第4回鴻巣市上下水道事業運営審議会 次第</li> <li>・鴻巣市上下水道事業運営審議会 名簿</li> <li>・第4回鴻巣市上下水道事業運営審議会 座席表</li> <li>・【資料1】第3回審議会 公開用会議録</li> <li>・【資料2】鴻巣市水道事業ビジョン(案)パブリックコメントの要旨と市の考え方</li> <li>・【資料3】答申(案)</li> <li>・【資料4】鴻巣市水道事業ビジョン(11月修正)</li> </ul>